



127号

平成25年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総北海



熊本城

主要目次

平成25年度 税制改正の概要	2 ~ 3	局連だより (南九州)	13
国の一般会計予算等の概要	4 ~ 5	広報だより (東京)	14
消費税の主な改正内容	6 ~ 7	「税の標語」の応募状況・「税の標語」募集	15
社会保障・税一体改革と消費税	8 ~ 9	全間連の動き / 全間連通常総会 (東京大会) のご案内	16
第12回モデル会の活動方針等	10 ~ 12		

平成25年度 税制改正の概要

平成25年度の税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、①「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置、②社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置、③震災からの復興を支援するための税制上の措置等が講じられました。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

一 個人所得課税

1 所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について、45%の税率が設けられました。

2 日本版ISAの創設

最大500万円の上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とする日本版ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）が創設されました。

(1) 非課税対象：非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益

(2) 非課税投資額：毎年①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）

(3) 非課税投資総額：最大500万円（100万円×5年間）

(4) 口座開設期間：平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間

(5) 保有期間：最長5年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）

3 金融所得課税の一体化の拡充

公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲が拡大されました。

4 住宅税制

住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までの認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充されました。

また、自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税が拡充されました。

5 復興支援のための税制上の措置

高台移転をさらに推進するため、一定の要件を満たす

防災集団移転促進事業で行われる土地等の買取りに係る譲渡所得に対しては、5,000万円の特別控除が適用されます。

また、東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、現行の360万円から600万円に引き上げられました。

二 資産課税

1 相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等

(1) 基礎控除の引下げ

○現行 5,000万円+1,000万円×法定相続人
○改正後 3,000万円+600万円×法定相続人

(2) 税率構造の見直し

現在、10・15・20・30・40・50%の6段階の税率構造について、新たに45・55%の税率を創設し、8段階の税率構造に改正されました。

なお、45%の税率は課税価格2億円以上3億円未満について、また、55%の税率は課税価格6億円以上について適用されます。

(3) 未成年者控除・障害者控除の見直し

① 未成年者控除

○現行 6万円×20歳に達するまでの年数
○改正後 10万円×20歳に達するまでの年数

② 障害者控除

○現行 6万円（特別障害者：12万円）
×85歳に達するまでの年数
○改正後 10万円（特別障害者：20万円）
×85歳に達するまでの年数

2 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

(1) 居住用宅地の適用対象面積の上限が330m²（現行240m²）に拡大されました。

(2) 現行、限定期に併用が認められている居住用宅地と事業用宅地について、完全併用に適用が拡大され

ました。

3 贈与税の見直し

高齢者の保有する資産を若年層に早期に移転させる観点から、贈与税の税率構造について、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する等の見直しとともに、相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を引き下げ、受贈者に孫を加える拡充が行われました。

4 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

子・孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置が創設されました。

5 事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（「事業承継税制」）について、次のとおり制度の使い勝手を高める抜本的な見直しが行われました。

(1) 要件の緩和

- ① 雇用確保要件の緩和（「毎年8割以上」）→（「5年間平均で8割以上」）

- ② 後継者の親族間承継要件の廃止

- ③ 先代経営者の役員退任要件の緩和

(2) 負担の軽減

- ① 利子税の負担軽減

- ② 民事再生計画等に基づき事業再生を行う場合における納税猶予税額の再計算特例の創設（猶予税額の一部免除）

- ③ 債務等を納税猶予税額に反映されやすくするための納税猶予税額の計算方法の見直し

(3) 手続の簡素化

- ① 事前確認制度の廃止

- ② 提出書類の簡略化（減量）

- ③ その他の使い勝手を向上させるための措置

- i 株券不発行会社への適用拡大

- ii 猶予税額に対する延納・物納の適用

6 不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例の拡充及び領収書に係る印紙税の免税点引上げ

不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、平成26年4月1日以後に作成される文書について、軽減割合及び適用範囲が拡大されました。

また、平成26年4月1日以後に作成される領収書に係る印紙税の免税点が5万円未満（現行3万円未満）に引き上げられました。

三 法人課税

1 生産等設備投資促進税制の創設

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超える場合、かつ、

- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加、

した事業年度において、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額

控除（法人税額の20%を限度）ができる制度が創設されました。

2 環境関連投資促進税制の拡充等

太陽光・風力発電設備の即時償却制度を継続（2年延長）するとともに、その対象設備の範囲に省エネ設備であるコーポレーティング設備が追加されました。

これに併せ、その他の設備の特別償却・税額控除制度について、対象設備を見直しの上、2年延長されました。

3 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲が拡大されました。

4 所得拡大促進税制の創設

基準年度と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給增加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できる制度が創設されました。

【要件】

以下の全てを満たすこと。

- ① 基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加

- ② 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

5 雇用促進税制の拡充

雇用者数が増加した場合の税額控除制度について、税額控除額が増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引き上げられました。

6 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が店舗改修等のための設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除（法人税額の20%を限度）ができる制度が創設されました。

7 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人が支出する交際費のうち800万円以下の金額の全額が損金算入可能となりました。

【現行制度】

- 大法人：全額損金不算入

- 中小法人：600万円に達するまでの金額の90%損金算入可

8 福島復興再生特別措置法の改正に伴う措置

避難解除区域に係る課税の特例の対象区域に避難指示解除準備区域及び居住制限区域が追加されました。

また、企業立地促進区域に新規に進出した事業者に対して、現行制度と同様の措置を適用することとされました。

四 納税環境整備

○ 延滞税等の見直し

現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税・利子税・還付加算金について引下げが行われました。

国的一般会計予算等の概要

平成25年度の国的一般会計予算の概要は、次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

平成25年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位：億円)

区分	前年度予算額(当初) (A)	平成25年度概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
歳 入				%
1 租税及び印紙収入	423,460	430,960	7,500	1.8
2 その他の収入	37,439	40,535	3,096	8.3
3 公債金	442,440	428,510	△13,930	△3.1
(1) 公債金	59,090	57,750	△1,340	△2.3
(2) 特例公債金	383,350	370,760	△12,590	△3.3
4 年金特例公債金	—	26,110	26,110	—
合 計	903,339	926,115	22,776	2.5
歳 出				
1 国債費	219,442	222,415	2,973	1.4
2 基礎的財政収支対象経費 (うち地方交付税交付金等) (うち東日本大震災復興特別会計へ繰入)	683,897 (165,940) (5,507)	703,700 (163,927) (12,462)	19,803 (△2,013) (6,955)	2.9 (△1.2) (126.3)
3 合 計	903,339	926,115	22,776	2.5

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

平成25年度の国的一般会計・特別会計の合計額は、46兆8,190億円となっています。

これを税目別でみますと次のようになっており、消費税の収入（国消費税4%分の収入）は10兆6,490億円で、これは所得税に次ぎ、法人税を上回る税収をもたらす基幹税となっています。

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
直 接 税			間 接 税 等		
	億円	%		億円	%
所 得 税	138,980	29.7	消 費 税	106,490	22.7
復 興 特 別 所 得 税	3,095	0.7	酒 税	13,470	2.9
法 人 税	87,140	18.6	た ば こ 税	9,910	2.1
復 興 特 別 法 人 税	9,145	1.9	た ば こ 特 別 税	1,533	0.3
地 方 法 人 特 別 税	17,685	3.8	揮 発 油 税	25,660	5.5
相 続 税	14,950	3.2	地 方 挥 発 油 税	2,745	0.6
直接税計	270,995	57.9	石 油 ガ ス 税	220	0.1
			航 空 機 燃 料 税	643	0.1
			石 油 石 炭 税	6,500	1.4
			電 源 開 発 促 進 税	3,300	0.7
			自 動 車 重 量 税	6,509	1.4
			関 と ん 税	8,970	1.9
			特 別 と ん 税	100	0.0
			印 紙 収 入	125	0.0
			間接税等計	11,020	2.4
				197,195	42.1
			合 計	468,190	100.0

(注)

- 1 総額46兆8,190億円のうち、一般会計分は43兆0,960億円、特別会計分は3兆7,230億円となっています。
- 2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	1兆7,685億円
たばこ特別税	1,533
地方揮発油税	2,745
石油ガス税の一部	110
航空機燃料税の一部	143
自動車重量税の一部	2,649
特別トン税	125
復興特別所得税	3,095
復興特別法人税	9,145

3 直接税と間接税等の比率

平成25年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるようになつてます。57.9 : 42.1ですが、これを過去に遡ってみると、次のようになっています。

年 度	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和 9～11年度	百万円 1,226	% 100	百万円 427	% 34.8	百万円 799	% 65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成 元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100	212,941	52.9	189,492	47.1
22	437,074	100	246,225	56.3	190,849	43.7
23	451,754	100	258,581	57.2	193,173	42.8
24 (補正後)	455,692	100	263,114	57.7	192,578	42.3
25 (予算)	468,190	100	270,995	57.9	197,195	42.1

(備考)

- 1 この表は国税についてのものであり、一般会計分のほか特別会計分及び専売納付金を含む。
- 2 直接税、間接税等の区分は、次による。
 - 直接税 所得税（譲与分を含む。）、復興特別所得税、法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入
 - 間接税等 直接税以外のもの
- 3 地方法人特別税を除いた場合の平成25年度の計数は、次のとおりである。

25 (予算)	450,505	100	253,310	56.2	197,195	43.8
---------	---------	-----	---------	------	---------	------

消費税の主な改正内容

社会保障と税の一体改革の一環として、昨年8月に消費税法の一部改正が行われますとともに、その関係政省令も制定されました。これらの法律・政省令による消費税についての主な改正内容は、次のとおりです。

1 消費税収の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入分(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分	適用開始日 現行	平成26年 4月1日	平成27年 10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

(注1) 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

(注2) 引上げ後の税率は、経過措置(「5税率引上げに伴う経過措置」参照)が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

(消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組)

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的には消費者に

負担していただくことを予定している税です。

政府は、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

(1) 制度の概要

その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されることになりました。

(注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人が株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。

② 上の①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

(2) 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

(注) 本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

4 任意の中間申告制度の創設

(1) 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

(注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することになります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

(2) 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることになります。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

【主な経過措置の概要】

次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

① 旅客運賃等

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの

② 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金などで、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に

料金の支払いを受ける権利が確定するもの

③ 請負工事等

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

④ 資産の貸付け

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け

⑤ 指定役務の提供

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供に係るもの）をいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供

(注) 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。

⑥ 予約販売に係る書籍等

平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑦ 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑧ 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売

⑨ 有料老人ホーム

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の条件を満たす者に限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供

(注) 上の①～⑨以外にも経過措置があります。

社会保障・税一体改革と消費税

この稿は、本年4月3日に開催された東京国税局間税会連合会女性部講演会において、「社会保障・税一体改革と消費税」というテーマで、全国間税会総連合会 江川治美専務理事が行った講話の内容を要約したものである。

1 はじめに

皆様、ご承知のとおり、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税につきましては、平成26年4月から、現在5%の税率を8%に、そして平成27年10月から10%に引き上げることとされています。

この社会保障と税の一体改革は、少子高齢化の進展に伴い、どんどん増えていく高齢者に対する年金、医療、介護などの経費に対処するために、社会保障制度を改革するとともに、その財源を安定的に確保するための税制改革を行うことにあります。

このうち、社会保障制度の改革は、なかなか方向付けができず、今後時間をかけて検討することとされ、税制改革を先行して行うこととされたものです。

この社会保障財源を確保するための法律案については、政府民主党の当初案は、消費税率の引上げ、所得税の最高税率の引上げ、相続税の基礎控除の引下げなどを内容とするものでしたが、国会での審議の過程で、民主党・自由民主党・公明党の与野党3党による修正協議を行い、修正後の法律案は、昨年6月26日に衆議院で、そして、8月10日に参議院で可決され、成立いたしました。

この法律により決まりましたのは、消費税の税率を平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%に引き上げることと、消費税収は社会保障と少子化対策の経費に充てるための目的税とするということのみで、多くの事柄が今後の検討課題として先送りされていました。

そのうち、所得税の最高税率を40%から45%に引き上げる措置と、相続税の基礎控除5,000万円を3,000万円に引き下げるなどの措置は、平成25年度税制改正法の中で規定されており、この3月末に成立しました。

2 消費税の現状と税率引上げに関する問題点

消費税は、平成元年に創設され、今年で25年目を迎えることになりました。

創設当時の消費税の税率は3%でしたが、平成9年から5%（うち1%は地方消費税）になり、本年度（平成25年度）の歳入予算においては、10兆6,490億円（国の4%分の税収）が計上されており、これは所得税（13兆8,980億円）に次ぎ、法人税（8兆7,140億円）を上回る税収をもたらす基幹税となっています。

この消費税につきましては、先ほどお話ししましたように平成26年4月から8%に、また、平成27年10月から10%に引き上げることとされていますが、この税率引き上げに際して問題となるのは、消費税に内在する逆進性を緩和するため、どのような措置を講ずるかということになります。

逆進性を緩和するための措置としては、食料品などを一般的な税率（標準税率）より低い税率（軽減税率）とする軽減税率制度と、還付制度（給付付き税額控除制度）があります。

3 消費税の逆進性

消費税は、消費支出に対して一定の税率で課税しますので、消費支出に対しては比例的な負担となります。したがいまして、見方によっては、大変公平な税といえます。

しかし、所得を基準にして消費税の負担を考えると、所得の低い方は、貯蓄に回すゆとりがないため、所得と消費支出は近い金額になるのに対し、所得の多い方はかなりの部分を貯蓄や投資に回すゆとりがあるため所得に対する消費支出の割合は小さくなります。このことから、所得に対する消費税の負担割合を見ると、低所得者ほど負担率が高くなるという問題があります。

これを消費税負担の逆進性と言っているのですが、この逆進性を緩和するために、消費税を導入している多くの国で、軽減税率制度を設けたり、還付制度（給付付き税額控除制度）を設けています。

4 軽減税率制度

食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率（標準税率）より低い税率（軽減税率）とする制度で、これにより低所得者の消費税負担を少しでも軽くしようとするものです。

この軽減税率制度は、ヨーロッパ諸国で広く採用されており、一般的に、食料品、水道水、新聞・雑誌・書籍、旅客輸送、医薬品、家庭用燃料などがこの対象にされています。

この軽減税率の対象は、国によりかなり異なっていますし、軽減税率を設けていない国も多くあります。

この軽減税率制度は、制度としては分かり易いのですが、一般に次のようないくつかの問題があると指摘されています。

- ① 何を軽減税率の対象にするかについて合理的な選定をするのが難しい。

かつての物品税時代に、何を贅沢品として課税の対象にするかについて絶対的な基準がないため、政治力の強い業界の物品が有利な扱いを受けるなど、恣意的な選定がなされているとの多くの批判があつたのと同じような問題が生じる。

- ② 制度上は①の選定ができても、関係事業者がそれに該当するかどうかを判断するのは実務上大変で、事業者の事務負担が増えるとともに、その判断をめぐって税務当局とトラブルを引き起こすもとなる。

- ③ 事業者が仕入税額控除を的確に行うために、事業者間の取引については、納品書、仕切書や領収書などの取引関係書類に、取引に際して適用された税率と税額を明示する制度（税額別記のインボイス制度）が必要となり、事業者の事務負担が増えることになる。

- ④ この税額別記のインボイスは、税務署に登録した課税事業者のみが発行でき、免税事業者は発行できないことから、免税事業者からの仕入れは仕入税額の控除ができないため不利となるので、免税事業者

は取引から排除されるおそれがある。

- ⑤ 食料品を軽減税率とすると、所得の高い人ほど高級な食事をするので、高額所得者ほど受ける利益は大きく、低所得者対策にはならない。
- ⑥ 軽減税率を設けると、その範囲にもよるが、その分税収が少なくなるので、一定の税収を確保しようとすると、標準税率を高くせざるを得ないことになる。

5 還付制度（給付付き税額控除制度）

還付制度（給付付き税額控除制度）は、所得税に消費税額控除制度を設け、低所得者に対しては、一定額の消費税相当額を所得税額から控除し、控除できない金額は還付（給付）するという制度です。

この所得税における給付付き消費税額控除制度は、カナダなどで実施されています。

カナダ（消費税の税率は、日本と同じ5%）の制度は、消費税の税額控除額を大人一人につき2万円、子供一人につき1.5万円（金額は、いずれも仕組みを分かり易く説明するための概数です。以下、所得額も同じです。）と決め、夫婦のみの家庭に対しては4万円（2万円×2）の税額控除（給付）、夫婦子供2人の家庭に対しては7万円（(2万円×2)+(1.5万円×2)）の税額控除（給付）をするものです。

この制度は、低所得者の消費税負担を緩和しようとするものですから、一定額以上の所得のある家庭には適用されません。カナダでは、所得額が300万円以下の家庭には全額が控除（給付）されますが、300万円を超えると控除額は低減して行き、400万円を超えると控除（給付）は受けられないという仕組みになっています。

この制度の下では、消費税の税率は単一となりますので、軽減税率制度のような問題は生じることはなく、制度は簡明で、透明性の高いものとなります。高額な所得の家庭が控除（給付）を受けることがないようにするために、各家庭の所得額（世帯単位で適用することになりますので、世帯全体の所得額）をきちんと把握する必要から、すべての者に番号を付けて所得額を管理する納税者番号制度のような制度を設けることが必要になります。

この納税者番号制度について、政府では、社会保障制度を的確に運営するための社会保障番号等と一体とした、共通番号とする方向で法律案をまとめ、目下、国会で審議をしているところです。

6 逆進性緩和策の検討方向

昨年8月に成立した消費増税法では、この逆進性の緩和策については、軽減税率制度によるのか、給付付き税額控除方式によるのかは、今後の検討課題として、結論を先送りしています。

この点について、政権与党である自由民主党・公明党の平成25年度税制改正大綱の中で、「① 消費税率の10%引き時に、軽減税率制度を導入することを目指す。②そのため与党税制協議会で、速やかに軽減税率の対象・品目、軽減する消費税率、財源の確保、インボイス制度など区分経理するための制度の整備等についての協議を開始し、本年12月予定の2014年度税制改正大綱決定時までに、関係者の理解を得て、結論を得るものとする。」とされています。

このような背景から、今後、消費税の逆進性緩和策に

つきましては、軽減税率制度の是非とその対象範囲を巡っての議論を中心として、検討が行われるものと思われます。

7 間税会の対応

間税会は、消費税の税率引上げに賛同し、その推進を図る団体ではありませんが、消費税の税率引上げが避けて通れないとした場合には、消費税の制度が国民の皆様に理解され、支持が得られるような制度であってほしいとの思いから、今後における消費税のあり方について調査研究をし、税制当局に提言活動をしてきているところです。

全間連の平成25年度の税制改正に関する提言書は、昨年の6月に税制委員会で検討審議した結果を踏まえまして、常任理事会で取りまとめました。

この提言書につきましては、同年9月に政府の税制調査会、当時の政権与党である民主党の政策調査会、そして野党ではありましたが自由民主党の政務調査会などの税制当局に提出し、その内容を説明してきました。

この提言書の中で、消費税の逆進性の緩和策については、次のように言っています。

○ 単一税率の維持と給付付き税額控除制度の創設

（要旨）消費税は、税率の引上げが避けて通れない場合においても、単一税率を維持すべきである。

消費税の税率が10%を超える水準となり、低所得者に対する消費税負担の緩和（逆進性の緩和措置）を講ずる必要が生じた場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税において給付付き税額控除制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

○ 納税者番号制度の導入

（理由）納税者の利便の向上と課税の適正化を推進するために、プライバシーの保護に配意しつつ、諸外国の実施例を参考にして、納税者番号制度（社会保障・税共通の番号制度）を創設する必要がある。

当連合会は、消費税の税率が10%を超える水準となった場合には、低所得者の消費税負担を緩和するため、所得税において給付付き税額控除制度を設けるとともに、消費税をその対象にするよう要請しているが、給付付き税額控除制度を的確に運営するためには、納税者番号制度は不可欠なので、そのためにも納税者番号制度の導入を検討されたい。

8 終わりに

今後、消費税の逆進性の緩和策のあり方の検討・議論は、本年末の来年度の税制改正審議時期に向けて行われることになりますので、全間連では、その検討・議論の進展状況を見つめながら、税制当局に提言・要望をしていくこととしています。

私ども消費税の会としての間税会は、将来、所得税や法人税をはるかに上回る税収をもたらすことになるであろう消費税が、国民の皆様に理解され、支持される税となるよう、そして、将来に禍根を残すことのないような制度となることを願って、税制当局に対する提言活動と国民の皆様に対する広報、啓発活動に取り組んでいきたいと思っていますので、皆様方にご理解いただき、支援をしていただきますようお願いいたします。

第12回 モデル会の活動方針等

モデル会制度は、平成2年、「組織改革を促進するとともに、組織の拡大を図るため、その推進力としてのモデル会を指定し、組織の拡大策、会活動の情報を交換し、他の間税会の組織の改革・拡大、会活動の資に供する」ことを目的として設けられた制度であり、モデル会は、各局間連会長からの推薦に基づき、全間連会長が指定することとし、指定期間は2年とされています。

このモデル会について、昨年9月27日に福井市で開催された第39回通常総会において、相模原（東京）、上田（関東信越）、旭川中（北海道）、安達（仙台）、岐阜南（東海）、武生（北陸）、府中（広島）、阿波麻植（四国）、博多（福岡）の9間税会が、第12回のモデル会に指定されました。

モデル会の役割は、他の間税会の模範となるような形で、組織の拡大・強化や会活動の活性化などに取り組み、他の間税会の参考とするため、それらの情報を提供することにあります。

この第12回のモデル会は、各会長が、去る2月15日に、全間連事務局に集まり、各会の現状と活動方針などの発表を行うとともに、同席した全間連の専門委員長（総務・財務・会務運営・広報及び税制の各委員長）を交え、活発な意見交換を行いました。

各モデル会は、他のモデル会の活動方針や意見交換の内容などをも参考にして、2年間のモデル会活動に取り組むことになりますが、この日発表された各会の活動方針などを参考までに紹介させていただきます。

●相模原間税会●

会長 鈴木 泰生

1 組織状況

区分	23.4.1 現在	24.4.1 現在	24.10.1 現在	会 費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	287 人社	211 人社	223 人社	4,000	4,000
	個人	16	14	15	4,000	4,000
	合計	303	225	238		

2 組織拡大への取組み方

- (1) 平成21年規約改正を行い、会費2年以上の未納者は、権利放棄で自動退会とし、2年後78人社を整理し、会員225人社となった。
- (2) 2年間で、400人社達成を目標とする。1役員5～6人社の増強をノルマとして課し、組織拡大推進チームが各地区開催の出前セミナーの参加者を加入勧奨する。
- (3) ゴルフ、ボーリング、バス研修、総会等に知人等を招き、加入勧奨する。

3 従来から実施している主な事業活動等

- (1) 租税教室の開催 女子大学短大部2年生を対象に開催
- (2) 税のポスターコンクール プレゼンテーションの開催

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

現在取り組み中の重点事業「大人の租税教室」等の拡大強化により「会の活性化と組織増強」を図る。

●上田間税会●

会長 吉村 義憲

1 組織状況

区分	23.4.1 現在	24.4.1 現在	24.10.1 現在	会 費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	1,038 人社	1,048 人社	1,048 人社	20,000	3,500
	個人	10	100	150	1,000	
	合計	1,048	1,148	1,198		

2 組織拡大への取組み方

- (1) 時代の流れと共に会員数の減少を見る中、会長・副会長・常任理事・支部長・事務局が一体となり、積極的に会員増強を行った。
- (2) 正会員の増強を中心に置きながら、正会員の従業員・家族を対象としたファミリー会員制度を設け、正会員より会費を安くし、研修会・研修旅行等の各種行事に参加していただくなど、会の裾野を広げている。

3 従来から実施している主な事業活動等

- (1) 総務組織委員会・税制研究委員会・広報委員会・研修委員会・女性部会の5つの委員会のもと、それぞれ独立して活動を積極的に行っている。
- (2) 会独自の「消費税アンケート」の実施、研修会・親睦会・社会福祉貢献事業等も行っていている。
- (3) 今後における事業活動を中心とした会活動の方針 会員増強をより拡大強化するため、特別会員制度を設ける。

保険は進化する。

みらい創造力

日本生命保険相互会社

函館支社
〒040-0064 北海道函館市大手町12-8
ニッセイ函館ビル
Tel.0138-26-2121 Fax.0138-26-2192
URL: http://www.missay.co.jp

008-1124-148

現代の文化を支える製紙技術
創業90余年の歴史と伝統

●兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙
●色ボール ●紙管 原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品



加賀製紙株式会社

代表取締役社長 中島秀雄

〒921-8054 金沢市西金沢1丁目111番地
TEL(代)076(241)1151・(営業直通)076(241)1155・FAX 076(241)0239

昨年9月開催の「全間連第39回通常総会福井大会」は皆様のご支援・ご協力のもと盛会のうちに無事終了することができました。
紙面をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

北陸間税会連合会 会長 中島秀雄

●旭川中間税会●

会長 新谷龍一郎

1 組織状況

区分	23. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	24. 10. 1 現在	会 費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	152 人社	175 人社	172 人社	10,000	5,000
	個人	8	10	10	10,000	10,000
	合計	160	185	182		

2 組織拡大への取組み方

- (1) 税理士会への働きかけ
- (2) 法人会等を通じた間税会のPRと入会のお願い
- (3) 役員会、各種会議等における増強運動への協議、役員による増強への働きかけ
- (4) 会員の関連企業や知り合いの企業に加入勧奨
- (5) 交流会等における加入勧奨
- (6) 当会会報誌に会員増強についてのお願い記事掲載

3 従来から実施している主な事業活動等

- (1) 税務研修会等の実施(会単独又は法人会等との合同により実施。講師は、署の担当官)
- (2) 「税の標語」の募集(会員及び専門学校2校で実施)
- (3) 広報誌「たいせつ」の発行
- (4) 「税を考える週間」協賛行事「おもしろ税ミニアル」の実施
(法人会、旭川東間税会等との共催による税金クイズ大会・「税の標語」作品展示・「世界の消費税」クリアーファイルの配布等)
- (5) 旭川中・旭川東間税会の青年部・女性部会合同の研修会・交歓会の実施
- (6) 著名人を講師とした講演会の実施(法人会と共に)

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

上記3に記載の事業活動等を、今後とも継続して行うこととするが、会員増強と財政基盤の強化に特に力を注いでいく。

5 その他特記事項

旭川市には、旭川中・旭川東間税会があり、両間税会の事務局を旭川中法人会に委託していることから、両間税会の連携は勿論のこと、法人会との連携もとり易いという利点があり、この利点を活かした各種事業活動に取り組んでいく。

●安達間税会●

会長 三瓶 正喜

1 組織状況

区分	23. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	24. 10. 1 現在	会 費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	84 人社	83 人社	84 人社	3,000	3,000
	個人	16	16	15	3,000	3,000
	合計	100	99	99	3,000	3,000

2 組織拡大への取組み方

会長・副会長が中心となり、直接地域の方々へ加入のお願いをしてきている。

3 従来から実施している主な事業活動等

「税の標語」の募集(今年度は、4中学校より465作品の応募があった。)

税法研修会及び講習会の実施。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

「税の標語」への応募を管内の全中学校にお願いし、1校でも多く、また1人でも多く応募していただくよう働きかける。

消費税の研修会のほか、印紙税実務研修会を開催する。

●岐阜南間税会●

会長 竹腰 兼寿

1 組織状況

区分	23. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	24. 10. 1 現在	会 費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	472 人社	453 人社	470 人社	2,000	1,000
	個人					
	合計	472	453	470		

2 組織拡大への取組み方

(1) 現在、岐阜南税務署管内にある小学校区42を中学校区19に振り分け、各中学校区に支部を設けるとともに支部長を選任し、支部長を中心として支部ごとに会員増強を進めていく。

(2) 各市町の商工会へアプローチして、会員の紹介をしていただく。

(3) 青年部を発足させる。

3 従来から実施している主な事業活動等

- (1) 消費税の確定申告及び納税の街宣言活動。
- (2) 税務知識の習得と普及のための研修会の開催と会員相互の親睦を図るための研修旅行の実施。
- (3) 租税教育活動(税の標語の募集)の推進

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

今まで以上に、消費税に対する正しい知識と理解を得るために、研修会や親睦会を随時開催し、地域の方々から信頼される納税者の団体にする。

5 その他特記事項

今年度より始めた、中学校への「税の標語」募集活動を、より積極的に推進する。

●武生間税会●

会長 野路 洋美

1 組織状況

区分	23. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	24. 10. 1 現在	会 費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	503 人社	497 人社	497 人社		
	個人	17	14	14		
	合計	520	511	511	3,000	3,000

四国間税会連合会

会長 中端 正美

香川県間税会連合会 会長 石川 豊
愛媛県間税会連合会 会長 佐伯 要
徳島県間税会連合会 会長 佃 充生
高知県間税会連合会 会長 竹崎 敏夫

広島国税局間税会連合会

会長 高橋 正

広島県間税会連合会	会長 佐々木秀隆
山口県間税会連合会	会長 唐下善次郎
岡山県間税会連合会	会長 浅野 益弘
鳥取県間税会連合会	会長 濱上 正夫
島根県間税会連合会	会長 大谷 厚郎

2 組織拡大への取組み方

日常的な会員加入勧奨活動に加え、医師会及び歯科医師会へのアプローチと関連の介護施設等への拡大を目指す。

3 従来から実施している主な事業活動等

- (1) 部会ごとの研修会の開催
- (2) 講演会の開催
- (3) 広報誌の発刊
- (4) 研修旅行の開催

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

従来、税に関するを中心を開催してきた講演会を、税の枠を超えた講演会とするなど、会員に歓迎される行事に取り組むことにより、会の活性化を図る。

●府中間税会 ●

会長 井上 博昭

1 組織状況

区分	23. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	24. 10. 1 現在	会費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	人社	人社	人社		
	個人					
合計	70	123	202	3,000	3,000	3,000

2 組織拡大への取組み方

地元有力企業の未入会リストを作成し、役員が分担しての入会勧奨作戦を展開し、成果を挙げた。

3 従来から実施している主な事業活動等

- (1) 講演会（地元の著名人を招いて）の開催
- (2) 税制講座（法人税・源泉所得税・消費税・印紙税・相続税・贈与税）の開催
- (3) 租税教室講師育成研修の実施
- (4) 「税を考える週間」の街頭広報
- (5) 絵はがきコンクールへの参加

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

- (1) 会員の拡大を引き続きのテーマとして、組織の充実に努める。（部会の活動を開始）
- (2) 租税教室を随時実施する。
- (3) 税務講座や講演会を、定期的に開催する。

●阿波麻植間税会 ●

会長 多田 徹

1 組織状況

区分	23. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	24. 10. 1 現在	会費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	137 人社	136 人社	135 人社		
	個人	24	25	23		
合計	161	161	158	5,000	3,000	4,708

2 組織拡大への取組み方

会員増強に関しては、会議・集会毎に呼びかけてお

南九州間税会連合会

会長 青木 祐心

熊本県間税会連合会 会長 青木 祐心
大分県間税会連合会 会長 牧 稔房
鹿児島県間税会連合会 会長 迫田 義昭
宮崎県間税会連合会 会長 木村 繁弘

り、今ではマンネリ化しているが、今回のモデル会の指定を受けたことを契機に、本会役員・青年部会・女性部会の協力を得て、新会員勧誘に取り組み、ひいては財務基盤の確立を図ることを目的として、組織拡大推進委員会を設けて、対処することとした。

(1) 推進委員（10名）

間税会会长、税理士、副会長、青年部会（3名）、女性部会（3名）、事務局

(2) 推進委員会

開催日 3月中旬

(3) 推進月間

1回目 6月1日（土）～6月30日（日）

2回目 11月1日（金）～11月30日（土）

(4) 増員目標（10%）

平成25年6月末179人社、平成25年11月末200人社の加入を目標とする。

3 従来から実施している主な事業活動等

(1) 税務研修 11月

（「税を考える週間」中の行事）

署長の税に関する講演・著名人の公開講演会を毎年11月に開催している。

(2) 新春講演会 1月

（チャリティーバザーの同時開催）

署の担当者に税の話、著名人に講演や演奏をしていただき、毎年130名以上の参加者があり、大変好評である。

(3) 「税の標語」の募集活動を管内の小中学校等に働きかけている。

小学校 14校 中学校 4校

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

第12回モデル会の指定を受け、会長を中心に各部会幹部が力を合わせ、会活動に積極的に取り組んでいく。税務研修・新春教養研修会等を通じて、会員相互の親睦と異業種間の交流、連携を密にして、新しい出会いの場となるよう努める。

また、税務署担当官に講師を依頼し、e-Tax、消費税実務研修講座等を開催し、間税会を一般の住民の方にアピールしていく。

●博多間税会 ●

会長 中野 文治

1 組織状況

区分	23. 4. 1 現在	24. 4. 1 現在	24. 10. 1 現在	会費		
				最高	最低	平均
会員数	法人	657 人社	633 人社	619 人社	12,000	5,000
	個人	71	76	70	5,000	5,000
合計	728	709	689			

2 組織拡大への取組み方

- (1) 会員数10%UP を目標として、理事を中心に加入勧奨を行う。

- (2) 個人事業主（税理士・弁護士・医師・個人商店主等）に対し、積極的に加入勧奨を行う。

3 従来から実施している主な事業活動等

- (1) 青年部・女性部の研修会の実施

- (2) 「税を考える週間」中の街頭広報活動

- (3) 一般市民参加型の講演会の実施

- (4) 新春賀詞交歓会の開催

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

- (1) 平成26年9月福岡での「全間連第41回通常総会」開催に向け、地域における会の認知度向上と会員拡大

- (2) 会員間の交流と連携の強化

5 その他特記事項

会の財政基盤確立のために、①年会費の引上げ ②年会費の自動振替制度の促進に取り組む。

南九州間連の事業と 現状について

南九州間税会連合会
会長 青木 祐心



この度、南九州間税会連合会の会長を拝命いたしました、熊本東間税会の青木祐心です。

職業は、医療法人の理事長と社会福祉法人の理事長で、高齢者の医療と介護のお手伝いをさせていただいております。前高柳会長の後を受けて、平成24年5月に宮崎市において開催されました第39回総会において選任されました。

私の間税会の歴史は、15年前に熊本東間税会に青年部会が発足した時からです。当時はまだ、熊本県連及び南九州間連には青年部会の組織がなく、まず熊本県連の組織を確立することから始めました。諸先輩方のおかげにより熊本県連、南九州間連に青年部会連絡協議会が発足し、今日に至ることができました。青年部会ができることで、全間連の青年部の役員の方々とも親交が生まれ、お互い有意義な情報交換ができるようになりました。

このような青年部会の貴重な体験や全国の方々との親交が、私の南九州間連会長としての財産であります。

南九州間連の事業としては、今年第2回を迎えた「税を考える週間・市民講座」の開催です。平成22年度の第1回目は、熊本市民の方々を対象とした研修会を開催し、270名の参加者がありました。今年は熊本国税局の吉田一宗局長を講師にお迎えし、第2回を開催しました。参加者は約260名でした。

今後も、広く市民の方々に間税会の活動や消費税に関する認識を深めていただくための啓発活動に取り組んで行きたいと考えています。

ところで、南九州間連は、熊本県に10間税会、大分県に9間税会、鹿児島県に11間税会、宮崎県に6間税会の

税を考える週間・市民講座開催



講演中の
吉田熊本国税局長

平成24年11月27日に熊本県民会館大会議室において「平成24年度税を考える週間・市民講座」が開催されました。講師には大変ご多忙中の中、「熊本国税局長 吉田一宗氏」をお迎えしました。

吉田局長は、前任が国税庁の消費税室長ということもあって、間税会に強い関心を持たれ、間税会の今後の活動に期待されていることから、今

合計36間税会で構成されており、現在の会員数は2,639人社となっています。

南九州間連の総会は、4県が持ち回りで開催することとしており、それぞれの県連が、郷土芸能などのアトラクションや地元の自慢料理を並べるなど趣向を凝らした懇親会を開いており、毎回、大変盛り上がった楽しい集まりとなっています。この総会の後の懇親会が楽しいため、役員さんだけでなく、一般会員の方も多く出席し、南九州4県の情報交換と交流の場となっています。

また、総会に先立って、青年部・女性部合同研修会を実施しています。この研修会では、各県の青年部・女性部の活動状況などを発表するとともに、意見交換を行っています。他県の活動状況などを知ることは、大変刺激になり、青年部・女性部の活性化に繋がっています。

単位間税会の活動につきましては、各間税会は間税会単独で、また、他の税務関係団体と共に、「税を考える週間」を中心として、街頭広報や、税金展などに取り組んでおり、講演会、研修会なども実施してきています。

このうち街頭広報では、間税会が中心となって、「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルに多くの税務関係資料を挿入して配付していますが、大変好評を博し、税務署からも高く評価されています。

今年は、消費税の税率引上げを控え、消費税の会としての間税会の果たすべき役割は大きくなると思われます。

そのような状況を踏まえながら、消費税の啓発・広報の一環としてクリアーファイルを例年以上に活用するとともに、改正消費税の内容や取扱いなどの研修や広報に積極的に取り組んで行きたいと思っています。

また、「税の標語」の募集活動についても、出来るだけ多くの間税会が取組むよう、会議等の場で強調しています。

さらに、間税会の課題である組織の拡大強化、従来から取り組んでいます消費税の完納運動の推進やe-Taxの周知・利用促進にも地道に取り組んで行きたいと思っています。

回の講演を快くお受けいただきました。消費税の税率引上げについては、まだ詳細が決定していない状況でしたので、今回は「税務署の仕事と実績評価」という演題で大変熱くお話しいただきました。会場には、南九州各県の役員のほか熊本県連より会員や会員以外の方々260名が参加され、とても盛大な講演会になりました。



会場は260名で満員でした

広報について話をさせていただきます。

広報とは、情報を発信し、関係者に活動内容を理解していただくための活動であり、間税会においては、税に関する情報を発信し、会員並び消費税を納めている方に間税会の活動内容を理解していただくものであります。

私の所属する武蔵野間税会では、広報活動において、「百聞は一見に如かず」が重要であり、基本と考えており、今回は特にこの「一見」の話に重点を置いてご紹介させていただきます。

今から8年前、最優先に考えたのは間税会の知名度向上でした。当時、会員増強、退会防止のためには、間税会の知名度を上げるしかないと考え、まずは間税会という名前を知ってもらうことから始めました。

まず、最初に武蔵野間税会がしたのは、広報の最も単純な活動である視覚的な宣伝として、確定申告・e-Taxの周知を主とした懸垂幕と、「税の標語」による税の周知を主とした看板を、それぞれ設置することでした。

最初の懸垂幕が設置されたのは7年前で、JR吉祥寺駅ビル、JR三鷹駅ビルの二ヶ所に確定申告周知用の懸垂幕を2ヶ月間掲げました。これは日本で最初のe-Taxを表記した懸垂幕であり、これが武蔵野間税会が武蔵野税務署管内で打ち出した最初の広告塔です。

そして、その2年後、「税を考える週間」に合わせてe-Tax周知用懸垂幕を、JR吉祥寺駅ビルに1ヶ月間掲げました。現在では、設置場所を吉祥寺駅ビルから三鷹駅ビルに移して、ほぼ年間を通して懸垂幕を掲げております。

また、吉祥寺では2年前から、繁華街の中心にあるコピス吉祥寺に新たにe-Tax周知用懸垂幕を、一昨年は約1年間、昨年は5ヶ月間、掲げました。

次に「税の標語」の看板ですが、こちらは間税会が「税の標語」の募集を行なっている事を広く知つてもらうために、昨年より武蔵野税務署の屋上に出させていただいております。残念ながら署の看板ですので、間税会の名前を載せる事は出来ませんでしたが、通年掲げています。

そして今年からは、JR吉祥寺駅前サンロード商店街の入り口のアーケード内にも、釣り看板を出しました。こちらは武蔵野間税会、後援東京国税局の表記、そして、買い物イータ君等が入ったビジュアル重視の看板で、確定申告期の2ヶ月間出させていただきました。

今年の確定申告期には武蔵野、三鷹にe-Tax懸垂幕が2つ、「税の標語」看板が2つ合計4つ出させ



コピス懸垂幕



「税の標語」看板



買い物イータ君

ていただき、間税会を広く知つていただく一端となつたのではないかと思います。

さて、武蔵野間税会の戦略的広告塔が懸垂幕・看板ならば、戦術的広告塔となるのが、着ぐるみイータ君です。戦術的というのは、ピンポイント(一定の日時と場所)、つまりイベントをターゲットに展開しているからです。

武蔵野間税会では7年前にイベント用着ぐるみイータ君を作りました。日本でイベント目的で作製した最初の着ぐるみイータ君であり、国税庁と正式契約をした唯一のイータ君でもあります。制作当時は、ゆるキャラブームの前で、イータ君はなかなか理解されませんでしたが、今日では大活躍をしており、イベントには無くてはならない存在となりました。武蔵野間税会の着ぐるみイータ君には、専任の女優が中に入っています。その表情と動作は今流行りのゆるキャラ達にも負けない高いクオリティーで、幅広い広報活動に取り組んでおります。



着ぐるみイータ君

以上が、「一見」瞬間に目に入る広報手段です。

一方、頭に入る広報手段もあります。これは会報、講演会、研修会等によるものです。その中から、地域の小中学生を対象とした租税教室の話をいたします。

昨年から、租税教室の講師として10名を養成し、今年その内4名が実際に教壇に立ちました。これにより武蔵野間税会が、租税教室の中で、教材としての「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを配布するだけの補佐的立場から、講師派遣をする主要構成員になったことを意味します。租税教室は、未来の納税者である子供達に対する広報活動に他ならず、そのことを踏まえて、租税教室の講師派遣を増やしていくつもりであります。

最後に、今後の話をします。

消費税の増税により、税務署からの税に関する情報が増し、間税会も増税を推進する団体であるというような誤解を招かない、正確な活動内容を会員等に伝えることが重要になると思われます。



租税教室

つまり、益々広報活動が重要となるのです。広報とは、とのつまり信用です。信用されない組織が、どんな広報活動をしても意味をなしません。例えて言うならば、水道水と同じです。先ず水が安全であることが前提条件であり、蛇口をひねっても、水が飲めなければ意味をなしません。そのために重要なのは水道管です。貯水池から蛇口まで、水道管を通して水を流します。水が情報であるならば、水道管は会報、ホームページ、イベント、懸垂幕などです。間税会が、情報の発信者として信用されるように、広報活動が多様に対応出来るよう、様々な水道管を用意し、いつでも税の情報を、会員を含めた地域社会にお知らせ出来るよう、常に努力し続けなければならないと思います。

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成24年度は20回目になりました。

平成24年度におきましては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から194,250点（昨年度：150,302点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、今では「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配布と並んで、間税会にとって租税教育及び税の啓発活動の観点から、主要な事業になってきています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を300点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっているのですが、平成24年度におきましては、100の間税会に支給がなされました。

○「税の標語」局間連別の応募状況

区分	平成24年		平成23年	
	応募数	構成比	応募数	構成比
東京	91,461	47.1	81,605	54.3
関東信越	19,775	10.2	15,062	10.0
大阪	0	0.0	0	0.0
北海道	3,513	1.8	3,210	2.1
仙台	2,371	1.2	1,552	1.0
東海	52,261	26.9	33,886	22.6
北陸	816	0.4	773	0.5
広島	2,989	1.5	2,212	1.5
四国	4,863	2.5	3,278	2.2
福岡	5,082	2.6	5,421	3.6
南九州	4,790	2.5	2,716	1.8
沖縄	5,669	2.9	322	0.2
業種	0	0.0	0	0.0
ネット他	660	0.4	265	0.2
合計	194,250	100.0	150,302	100.0

○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東京	立川	7,672	関東信越	上田	1,270
"	木更津	6,495	"	所沢	878
"	船橋	6,345	"	浦和	727
"	松戸	5,881	北海道	室蘭	1,226
"	東村山	4,664	"	函館	806
"	甲府	4,015	"	根室	355
"	千葉東	3,638	"	滝川	321
"	茂原	2,766	仙台	白河	1,070
"	葛飾	2,704	"	須賀川	483
"	小石川	2,445	"	安達	467
"	町田	2,397	"	喜多方	333
"	東金	2,371	東海	松阪	12,643
"	荒川	2,347	"	桑名	6,401
"	中野	2,266	"	静岡	5,080
"	横浜南	2,204	"	大垣	3,642
"	日野	2,151	"	鈴鹿	2,848
"	平塚	2,054	"	津	2,675
"	練馬西	2,017	"	岐阜南	2,548
"	緑	1,847	"	伊勢	2,290
"	戸塚	1,625	"	岐阜北	2,057
"	北沢	1,595	"	津島	2,039
"	上野	1,567	"	沼津	1,305
"	大和	1,502	"	藤枝	1,155
"	川崎北	1,394	"	浜松西	1,056
"	世田谷	1,256	"	伊豆下田	1,034
"	相模原	1,193	"	名古屋東	772
"	佐原	1,174	"	東三河	752
"	碧町	1,151	"	新城	722
"	江東東	1,070	"	熱田	619
"	浅草	921	"	富士	614
"	渋谷	900	"	尾張瀬戸	611
"	玉川	870	"	三島	450
"	本所	858	"	伊賀	316
"	神奈川	799	北陸	福井	565
"	横須賀	790	広島	広島東	1,690
"	本郷	787	四国	伊予西条	2,097
"	芝	766	"	阿波麻植	1,353
"	川崎南	675	"	高松	587
"	江東西	666	"	高知	402
"	京橋	621	福岡	飯塚	1,763
"	麻布	600	"	小倉	1,357
"	鎌倉	438	"	武雄	779
"	武蔵野	419	"	唐津	555
"	館山	342	"	田川	549
関東信越	高田	5,470	南九州	臼杵	2,318
"	大宮	3,083	"	菊地	1,697
"	秩父	2,679	"	玉名	460
"	新津	2,652	"	熊本西	315
"	藤岡	1,525	沖縄	那覇	3,100
"	宇都宮	1,365	"	北那覇	2,569

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数	300～1,000点未満	2万円
	1,000～2,000点未満	3
	2,000～4,000点未満	4
	4,000～5,000点未満	5
	5,000点以上	6

「税の標語」募集

平成25年の「税の標語」を募集します。

◆ 内容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなってしま支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法 「郵便」「FAX」又は「全間連インターネットホームページ」により、住所、氏名、電話番号、会員の場合には所属間税会を書いて応募してください。「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- 募集期限 平成25年9月10日(火)
- 応募先 全国間税会総連合会事務局
〒105-0003

東京都港区西新橋3-23-6 白川ビル

FAX 03-3437-0301

ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>

◆ 入賞作品

最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、入選作品185点、合計200点を入賞作品とし、入賞者には賞状と記念品を贈呈します。

◆ 「税の標語」の活用

応募された作品で、広報活動として利用することができますので、ご理解のうえ応募ください。

◆ 「税の標語」の募集には、一般財團法人大蔵財務協会の後援を受けています。

◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① 日本の 明るい未来担うのは
若い力と消費税
- ② この国の 暮らしを支える 消費税
住 所
氏 名
電話番号
所属間税会 局間連
単位間税会

全間連の動き

常任理事会開催される

去る1月21日（月）開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 平成24年度納税功労表彰受彰祝賀会等次第が、了承されました。
- (2) 平成25年全間連会議・行事計画・今年の課題が提案どおり承認されました。

この議事の中で、全間連第40回通常総会・創立40周年記念式典は、東京局間連の担当で、9月19日（木）東京都千代田区 東京会館において、約500名動員で開催することが了承されました。

また、第41回通常総会は福岡局間連担当で行うことが了承されました。

- (3) 平成24年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について要請があり、了承されました。
- (4) 平成24年分の活性化等推進費（「税の標語」の募集関係）の支給対象について説明があり、了承されました。
- (5) e-Taxの利用促進について説明があり、了承されました。

2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルは、世界の消費税（付加価値税）の状況を周知し、更に間税会をアピールするためにも大変効果的なので、本年も昨年（昨年の作成枚数：74万枚）以上に積極的な作成と効果的な活用に取り組むこととされました。

なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連等への送付は8月下旬ないしは9月上旬を目途とすることとされました。

- (2) 本年も、全間連の主要行事の一つとして、「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むこととされました。

なお、応募期限は9月10日（火）とし、全間連への進達期限は9月末日とされました。

3 税制関係

- (1) 消費税の税率引上げと残された検討課題等について説明があり、了承されました。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成26年度の税制改正等に向けての検討日程などの説明があり、了承されました。
- (3) 消費税等に関するアンケート調査について、平成25年の消費税等アンケート調査について説明があり、了承されました。

全間連の主な動き (25.1.21~5.14)

1月21日(月)	税制委員会、正副会長会議、常任理事会、納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交換会	東京
2月13日(水) ～14日(木)	女性部役員会・国税庁幹部との意見交換会、見学会	東京
2月15日(金)	第12回モデル会会長会同	事務局
4月2日(火)	幹事会	事務局
5月14日(火)	広報委員会	事務局

第40回通常総会・創立40周年記念式典(東京大会)のご案内

東京国税局間税会連合会 会長 片岡 直公

全間連第40回通常総会は、東京国税局間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

今年の総会は、第40回という節目の総会であり、さらに、本年度は全間連創立40周年に当たりますので、総会に併せて記念式典を挙行いたします。

記念式典においては、全間連の運営・発展に貢献された方々を、全間連会長が表彰することとしています。

当連合会では、創立40周年という節目の年に相応しい総会となるよう銳意準備を進めていますので、会員の皆様の多数のご参加をお待ちしています。

記

1 開催日	平成25年9月19日（木）
2 会場	東京会館 (千代田区丸の内3-2-1)
3 次第	正副会長会議 12:00～12:50 常任理事会 13:00～13:30 青年部総会 13:00～13:30 女性部総会 13:00～13:30 通常総会 13:40～14:50 記念式典 15:00～15:50 記念講演 16:00～16:50 (講師 超著名人を予定) 祝賀会 17:00～18:30
4 エクスカーション	9月20日（金）

(注)大会では、次のようなイベントを企画しています。

1 祝賀会	鳳蘭さんのショウ
2 エクスカーション	①新歌舞伎座での歌舞伎鑑賞 ②東京スカイツリー観光